いじめ防止基本方針

ECC 学園高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから生徒を救うためには、生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為(犯罪)である」、「いじめは誰にでも、すべての学校に起こりうる」との意識を持ち、それ ぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

本校は、単位制による通信制課程の学校であり、さまざまな課題を抱えた生徒が在籍している。一人ひとりの目標実現へ、すべての生徒に対し学習機会を保障するためにも、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組む。

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめを悪意や故意の有無ではなく、当該本人の立場にたって認識し、適切かつ迅速に対策を行う。学校だけでなく、家庭や地域、警察・児童相談所等の関係機関との連携を図る。また、いじめ予防のために、あらゆるコミュニケーションの活用や特別活動等での啓発など、一人ひとりが主体的に考えて、行動できるよう努める。

(1) いじめの未然防止に関して

(ア)すべての生徒の豊かで心の通うコミュニケーション能力を育むため、あらゆる教育活動を通じた 道徳教育等の充実を実践する。

特に情報モラルや情報リテラシーに関する教育を重視する。

- (イ)特別活動や学校行事等を通して、多くの大人との結びつきを深め、一丸となって生徒を見守る体制づくりに努める。
- (ウ)「いじめは絶対許されない」という共通意識をもち、全職員がいじめの問題について全体研修や職員会議で理解・共有し、組織的に対応をする。
- (エ)生徒とかかわる時間をなるべく多くするよう、効率よい校務の遂行を心掛ける。

(2) いじめの早期発見に関して

- (ア)生徒が安心して相談できるよう、全職員は日頃から積極的な声かけを行うなど、生徒との信頼関係構築に努めるとともに、面談の実施、相談機関の周知等を行う。
- (イ)学校と保護者、教職員間の情報共有を密にし、生徒把握のアンテナを張り巡らすよう努める。

(3) いじめの対処に関して

- (ア)いじめまたはその疑いがあることを直接見た場合は、即時にやめさせる。
- (イ)いじめまたはその疑いがあることに関する相談があった場合は、速やかに事実確認を行う。
- (ウ)いじめ再発防止のため、被害生徒に対する支援・サポートと加害生徒への指導を継続的に行う。
- (エ)第三者の生徒に関して、加担・黙認・放置についてもいじめ同様であることを理解させ、指導を 行う。
- (オ)いじめの事案に関わる情報を、関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- (カ)いじめの事案により、警察・児童相談所等と連携して対処を行う。

2. いじめに関する定例会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処等を行うため、定例で、いじめ防止対策に関する議事を行う。いじめまたはその疑いがあることに関する相談・通報があった場合には、緊急会議を行う。

定例会の内容

- (ア)いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針作成および修正
- (イ)いじめに関する相談への対応
- (ウ)いじめの事実確認と情報収集
- (エ)いじめ事案への対応協議・決定
- (オ)いじめ事案の報告

3. 重大事案への対処

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、高校生活への支障 (レポート・スクーリング・テスト等) がある場合、「いじめ防止対策緊急会議」を行う。定例会議の対象に加え、専門的知識を有する第三者の参加を図る。

緊急会議の内容

- (ア)重大事案の事実確認と情報収集
- (イ)調査結果について、被害生徒および保護者への情報提供と説明
- (ウ)学校設置関係者(学校法人山口学園、滋賀県)への調査結果報告

4. その他

策定した学校いじめ防止基本方針は、定例会にて必要に応じて見直し、修正を行い、学校等のホームページで公開する。

2024年4月1日